

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則

(下線部が変更箇所)

改正後	現行
<p>第1条 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第12条第1項の「明瞭に表示」とは、1台ごとに、縦14.8センチメートル、横21.0センチメートル（A5判）以上の大きさの用紙に、次に掲げる大きさ以上の肉太の文字で表示することをいう。</p> <p>(1) 販売価格 70 級（17.5 ミリメートル×17.5 ミリメートル）</p> <p>(2) 車名及び主な仕様区分 24 級（6.0 ミリメートル×6.0 ミリメートル）</p> <p>(3) その他の事項 32 級（8.0 ミリメートル×8.0 ミリメートル）</p> <p>第2条 規約第12条第1項第2号の「初度登録（届出）年」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、最初に車両番号の指定を受けた年を表示するものとする。ただし、初度登録（届出）年が不明の場合には、その旨を表示するものとする。</p> <p>第3条 規約第12条第1項第5号の「走行距離数」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、店頭に表示した時点の走行距離計に示されたキロ数を表示するものとする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた場合には、走行距離計を取り替えた旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 走行距離数に疑義がある場合には「？」の記号及び推定できる根拠がある場合には推定キロ数（推定キロ数が表示できない場合には、「不明」と記入）</p> <p>(3) 走行距離計の改ざんが明らかな場合には、改ざんされている旨</p> <p>第4条 規約第12条第2項及び同条第3項による同条第1項第6号の「自家用」の表示については、これを省略することができるものとする。</p> <p>2 規約第12条第1項第6号の「営業用」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、道路運送法第2条に規定する自動車運送事業の用に供した二輪自動車をいう。</p> <p>3 規約第12条第1項第6号の「その他」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、自動車教習所等において使用した二輪自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。</p> <p>第5条 規約第12条第1項第7号の「自動車検査証の有効期限（軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限）」は、有効期限の年月の表示で足りるものとする。</p> <p>第6条 規約第12条第1項第8号の「保証の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。</p>	

改正後	現行
<p>2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>(1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」(規約第12条第2項の規定により表示する場合にあつては、省略できる。)</p> <p>(2) 中古車の購入者には「保証書」の交付がある旨(規約第12条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあつては、省略できる。)</p> <p>第7条 規約第12条第1項第9号の「定期点検整備実施の有無」(同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。)は、納車時までに定期点検整備を実施して販売するものを「定期点検整備付き」、定期点検整備を実施しないで販売するものを「現状販売」と表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により「定期点検整備付き」と表示する場合は「購入者には定期点検整備記録簿及び品質評価書の交付がある旨」を、「現状販売」と表示する場合は「購入者には品質評価書の交付がある旨」を、それぞれ付記するものとする。ただし、規約第12条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあつては、省略できるものとする。</p> <p>第8条 規約第12条第1項第10号の「メインフレーム」には、ハンドルストッパー、シートレール等を含むものとする。</p> <p>第9条 規約第12条第1項第10号の「フレームの修復歴の有無」(同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。)は、販</p>	

改正後	現行
<p>売する中古車にフレームの修復歴がある場合には「有」と表示するとともにその内容を明示するものとし、フレームの修復歴がない場合は「無」と表示するものとする。</p> <p>第10条 規約第12条第1項第11号の「車両の品質」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、別途定める品質評価基準に従って評価し、「品質評価書」を用いて表示するものとする。ただし、同条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあつては、「販売業者に尋ねられたい」旨を付記することにより代えることができる。</p> <p>2 「現状販売」の中古車のうち整備を要する箇所があるものについては、その旨を前項の品質評価書に表示するものとする。</p> <p>第11条 規約第12条第2項及び第3項の「車台番号」の表示は、道路運送車両法第29条及び第30条に規定された車台番号の下3桁以上を表示するものとする。</p> <p>第12条 規約第12条第3項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 送料が必要な場合には、その額</p> <p>(2) 代金の全部又は一部の支払が中古車の引渡し前である場合には、その支払の時期</p> <p>(3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限</p> <p>(4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容</p> <p>(5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨</p>	

改正後	現行
<p>第13条 規約第12条第4項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。） (2) 頭金の額 (3) 賦払額 (4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間 (5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率） (6) その他必要な費用 (7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。 <p>第14条 規約第13条第2項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。 (2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。 <p>2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p>	

改正後	現行
<p>(1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明</p> <p>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</p> <p>3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <p>(1) 現金販売価格、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用の額</p> <p>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</p> <p>第15条 規約第14条に規定するシールとは、次の事項を明瞭に表示するものとして、公正取引協議会が作成したものをいう。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた中古車</p> <p>ア 走行距離計の取替前及び取替後のキロ数</p> <p>イ 走行距離計の取替えを実施した事業者の名称</p> <p>ウ 走行距離計の取替えを実施した年月</p> <p>(2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車</p> <p>ア 走行距離計が改ざんされている旨</p> <p>イ 走行距離計の改ざんが判明した年月</p> <p>第16条 規約第15条第1項の契約書（注文書）には、次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 現金販売価格</p> <p>(3) 保険料、税金（消費税を除く。）、諸費</p>	

改正後	現行
<p>用の額</p> <p>(4) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容及び費用</p> <p>(5) 下取車がある場合にあつては、当該下取車の明細及び下取価格</p> <p>(6) 走行距離数</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>2 販売業者は、前項の契約書（注文書）を購入者に交付したときは、当該契約書（注文書）を交付の日から7年間保存するものとする。</p> <p>第17条 規約第15条第2項の「品質評価書」は、第10条の規定により作成するものとする。</p> <p>2 販売業者は、規約第15条第2項の規定により品質評価書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。</p> <p>第18条 規約第15条第3項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。</p> <p>2 販売業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。</p> <p>第19条 規約第15条第4項の「保証書」は、保証を付ける販売業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 販売業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。</p>	

改正後	現行
<p>第20条 販売業者は、規約第15条第5項の規定により定期点検整備記録簿を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。</p> <p>第21条 規約第19条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公正取引委員会事務局長通達第6号）によるものとする。</p> <p>第22条 <u>規約第19条の2の規定の解釈については、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

附 則
この規則の変更は、令和7年4月1日から施行する。